

「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表

1 財政リスクの点検（新規事業）

第9条 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第2条）

2 財政リスクの点検（既存事業）

第9条第2項 府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第10条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

※既往の損失補償・債務保証についても点検・公表（附則第4項）

（「財政状況に関する中長期試算」は、資料4）

1 財政リスクの点検（新規事業）

新規事業については、財政運営基本条例第9条第1項に基づき、予算編成過程を通じて「府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険（財政リスク）」の把握に努めた。

その結果、予算措置を行った各事業は、いずれも現時点において財政リスクは小さい。

今後も、毎年度の予算編成過程において精査する。

■財政運営基本条例9条1項

府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク〔→財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象〕の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

事業名	事業費 (千円)	説明
(1) 北大阪急行の延伸	1,000,000	H28年度～H32年度にかけて、建設費約600億円に対し、大阪府の負担は100億円を上限とし、建設費の増高リスクや国費措置のリスクを箕面市が負担することを平成26年1月27日の戦略本部会議で確認。
(2) 大阪モノレールの延伸	300,375	H28年度～H40年度にかけて、総事業費約1,050億円に対し、大阪府の負担は約300億円とし、また、延伸事業によるOKTの経営への影響については、事業採算性が確保できる見通しであることを平成28年1月15日の戦略本部会議で確認。
(3) 水防災情報システム再整備事業費	50,000	システムの詳細設計を実施していく中で、財政リスクを把握。
(4) ファシリティマネジメント推進費	145,780	ファシリティマネジメント基本方針に基づき、H28～H30年度の間には劣化度調査を実施していく中で、財政リスクを把握。
(5) 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター整備計画の検討調査	3,903	調査検討を行っていく中で、財政リスクを把握。

※ 各事業の概要は、資料1「平成28年度当初予算案について」の【4】主な事業をご覧ください。

その他の新規事業については、事業規模や実施期間などの点から、財政リスクは小さい。

2 財政リスクの点検（既存事業）

■財政運営基本条例(第9条第2項)

府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
まちづくり促進事業会計	<p>○起債の償還までに事業用地(862,237㎡)の確実な売却を進めていく必要がある。</p> <p>○現時点での地価は、土地取得価格(起債発行額)を大幅に下回っているため、売却時に地価が回復していなければ、府の財政負担が生じる恐れがある。</p> <p>○売却までに地価が回復しないと仮定した場合に生じる損失額は433億円と試算。</p> <p>○土地売却を希望する定期借地事業者に対して、貸付期間の終了を待たずに中途売却を実施予定。 (H27売却額:14億円 H28売却額:19億円) 損失47億円</p>	<p>⇒【土地未売却分の損失見込額について、財政調整基金積立目標額(H36末時点)に428億円算入】</p> <p>(土地売却により見込まれる損失額(損益勘定留保資金で対応分を除く)40億円については、中長期試算(粗い試算)に織込み済)</p> <p>○平成35年度以降、順次、定期借地期間が終了するが、貸付期間中の購入を希望する定期借地事業者のニーズに柔軟に対応し、定期借地から分譲へと円滑に進むよう、貸付期間の終了を待たずに売却を進める。</p>

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
港湾整備事業特別会計	<p>(阪南2区(ちきリア일랜드)整備事業)</p> <p>○優先的整備区域の整備に係る事業費474億円(完成目標平成35年度)、賃貸及び売却収入484億円を見込んでいる。</p> <p>○平成26年度末時点では、事業費396億円、収入202億円であり、今後の事業費として78億円、収入282億円(近傍の評価額等で算出)を見込んでいる。</p> <p>○土地処分が進まない場合や土地価格が下落した場合は、財政への影響が懸念される。</p>	<p>○採算性確保のため、土地需要等を見極めつつ、インフラ整備を実施するとともに、企業立地に努め、土地処分を進めていく。</p>
	<p>(汐見沖地区整備事業(泉大津フェニックス事業))</p> <p>○当該整備に係る事業費462億円(完成目標平成40年度)、賃貸及び売却収入803億円を見込んでいる。</p> <p>○平成26年度末時点では、事業費40億円、収入23億円であり、今後の事業費として422億円、収入780億円(近傍の評価額等で算出)を見込んでいる。</p> <p>○土地処分が進まない場合や土地価格が下落した場合は、財政への影響が懸念される。</p>	<p>○採算性確保のため、土地需要等を見極めつつ、インフラ整備を実施するとともに、企業立地に努め、土地処分を進めていく。</p> <p>○なお直ちに土地処分が出来ない区域については、暫定的に中古自動車保管ヤードとして利用を行い、収入の確保に努めていく。</p>

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
箕面北部丘陵整備事業 特別会計	(第一区域の販売)	<p>○箕面森町事業全体の府費負担の限度額である603億円を堅持するため、販売促進活動を強化し、計画どおりの保留地販売に努めるとともに、事業費の縮減策を講じていく。</p> <p>○箕面森町事業全体の府費負担の限度額である603億円を堅持するため、企業の動向を把握しながら計画どおりの保留地販売に努めるとともに、事業費の縮減策を講じていく。</p> <p>(中長期試算(粗い試算)には603億円を織込み済)</p>
	<p>○財政再建プログラム案で「引き続き事業の完成をめざす」とした第1区域においては、保留地である住宅地536区画のうち、平成28年1月末現在、345区画が契約済みとなっている。</p> <p>○住宅地については、今後、年間約30区画の販売を見込んでおり、平成33年度までに完売できるよう販売に努める。</p> <p>○平成28年度以降の保留地販売収入額は、53億円を見込んでいるが、仮に平成33年度末までに、計画どおり販売できず保留地が残る状況となった場合、府費負担への影響が懸念される。</p>	
	(第三区域の販売)	
	<p>○平成25年に第3区域のエントリー募集を実施し、募集を上回る応募があったことや応募企業とのヒアリング結果を踏まえ、企業の進出意欲が高いこと等から、保留地処分の可能性や事業採算性が見通せる状況となったため、平成26年1月の府戦略本部会議において、第3区域の基盤整備工事を実施することとした。</p> <p>○平成27年7月より第1期として企業用地約25ha(うち府保留地約17ha、大阪府住宅供給公社仮換地約8ha)の公募を行い、平成28年1月末現在、府保留地17区画・約17haに対し、14区画・約14haを販売しており、早期完売に努める。また、平成28年度以降に第2期の公募を予定しており、平成29年度末から順次、土地の引渡しを行うことができるよう、事業の推進を図っている。</p> <p>○平成28年度以降の保留地販売収入額は、92億円を見込んでいるが、仮に計画どおり販売できず保留地が残る状況となった場合、府費負担への影響が懸念される。</p>	

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
大阪府土地開発公社	<p>○長期保有資産の計画的処分 ・先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めている。</p> <p>○未利用代替地の解消 ・唯一残っていた岬町多奈川地区の代替地を平成24年12月に売却処分し、未利用代替地は全て解消。 ・なお、この処理に合わせて、代替地の地価下落に伴う含み損に対し、府は補助金約39億円を執行。</p>	<p>○長期保有資産については、引き続き解消計画に沿った縮減に努め、平成34年度の解消を目指す。</p>
大阪府道路公社	<p>○道路公社が行う有料道路事業は、府の出資金や国からの借入金などにより有料道路の建設等を行い、供用後に道路の通行料金を徴収することによって、建設等に要した資金の償還に充てる制度。</p> <p>○昨今の社会情勢変化に伴う利用交通量の低迷などから、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在。</p> <p>○このため、さらなる府の支出を回避できるよう、公社策定の経営改善方針に基づく利用促進や歳出削減の取組みを着実に実施することにより、料金徴収期間の満了時に、建設債務の償還残額が府出資金(911億円)の範囲内となるよう、取組を進める。</p>	<p>○建設債務を着実に償還していくために、引き続き、公社策定の経営改善方針に基づいた、利用促進や歳出削減の取組みに努める。</p>
大阪府住宅供給公社	<p>○公社はこれまで家賃収入・再生地処分益の確保等の経営改善に取り組み、平成26年度末の借入金残高は約1,587億円となっている。</p> <p>○このうち、約764億円(※)に対し、府は損失補償を付与。</p> <p>○なお、公社は平成24年4月に「自立化に向けた10年の取組み」の流れをくむ「経営計画」(H24～H33)を策定し、引き続き、借入金残高の縮減(目標:平成29年度末 1,500億円以下、平成33年度末 1,400億円以下)に取り組んでいる。</p> <p>※グループファイナンスや過去の公社賃貸住宅建設資金などの借換に係るもの。 現在は、既に損失補償を付与している借入金の借換のみ損失補償の対象としており、新たな借入金については付与していない。</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)79億円算入】</p> <p>○社会経済情勢の変化に伴う借入金利の動向などを注視しつつ、公社における家賃収入の確保や、公社債の発行などの安定的かつ低利な資金調達等により、経営改善への取組みが進むよう、引き続き指導を行う。</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして79億円を算入。</p>

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
(財)大阪府育英会	<p>○大阪府育英会に対して、事業資金借入金の損失補償を行っている。</p> <p>○滞納対策に積極的に取り組むとともに、償還金収入の進捗状況について府に報告を求め、それに沿って事業の見通しを立てていることから、事業に支障を来すことはないとする。</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)51億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして51億円を算入。</p>
(財)大阪産業振興機構	<p>○大阪産業振興機構に対して、下記事業の損失補償(225億円)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等設備貸与事業損失補償 ・中小企業等金融新戦略事業 <p>○事業の進捗について、府への報告を求めると定期的にチェックをしており、事業に支障を来すことはないとする。</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)225億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして225億円を算入。</p>
庁舎の整備・改修に係る事業	<p>○咲洲庁舎については、国(内閣府等)から示された知見に基づき長周期地震動抜本耐震対策の調査検討を行っているが、抜本的な耐震対策(中間層免震、メガトラス、減築など)が必要となることも考えられる。</p> <p><金額は、対策手法により変動(例.メガトラスの場合約20億円～30億円、中間層免震の場合約130億円、減築の場合約40億円 等)></p>	<p>○咲洲庁舎の抜本的な耐震対策については、国(内閣府等)の知見等を踏まえて検討のうえ、適切に対応していく。</p>

3 損失補償・債務保証の点検

大阪府財政運営基本条例第10条及び第10条第3項に基づき、損失補償・債務保証を行うものについて点検した。

【 凡 例 】



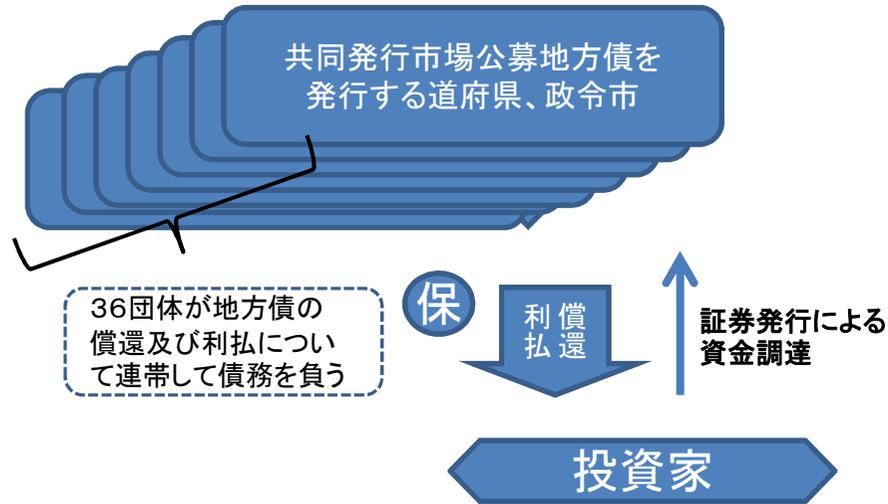
債務保証



損失補償

法人名	(共同発行市場公募 地方債を発行する36団体)	事業名	○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 (債務保証)
-----	----------------------------	-----	----------------------------------

事業スキーム



- スキームの概要
発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行及びファンドの設置などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち36団体が共同して証券を発行するもの。
- 債務保証(連帯債務)の内容
地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、36団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	共同発行市場公募地方債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため。また、市場環境によるが、府個別債と比べ、一定低コストで調達が可能のため。
債務保証に係る事業の採算性	地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考えられる。
保証する損失の範囲	共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額
保証限度額の妥当性	地方財政法第5条の7の規定に基づくもの
他の保証人その他の担保の有無	共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H28設定額 : 1兆1,240億円 (設定残額 14兆6,450億円) (36団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)

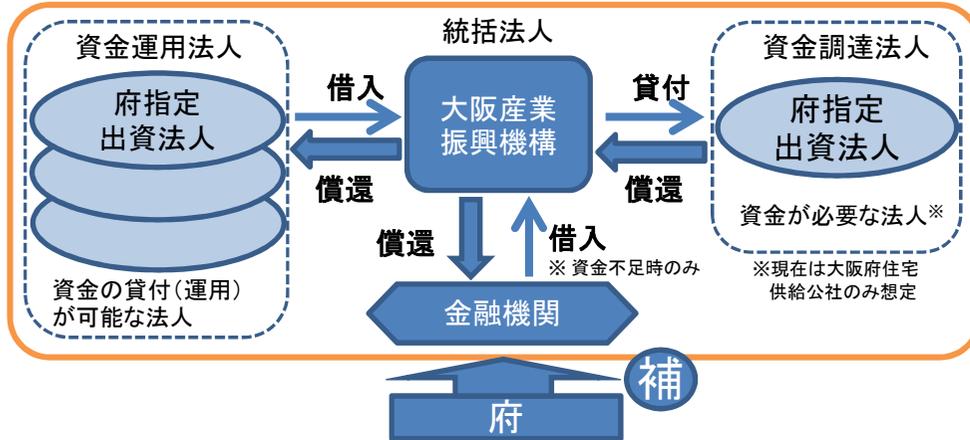
法人名

(公財)大阪産業振興機構
大阪府住宅供給公社

事業名

○出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

府指定出資法人をグループ化し、統括法人(大阪産業振興機構)が各法人の流動性資金等を借り入れることで資金を集約し、必要な法人に貸し付けるもの。グループ内で資金不足が生じた場合は、一時的に金融機関から不足額を借り入れている。本事業により、指定出資法人全体の資金効率を高め、資金調達コストの低減、資金運用益の向上等を図っている。(平成24年度から、従来、各々の借入・貸付ごとに付していた損失補償を、システム全体への損失補償に変更。)

○損失補償の内容

上記の資金の借入及び貸付に係る償還に対して、府が損失補償を行っている。

法人の財務状況

(平成26年度)

○(公財)大阪産業振興機構

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	96,017	負債合計	87,393
流動資産	15,635	流動負債	59,417
固定資産	80,382	固定負債	27,976
		正味財産合計	8,624

◆正味財産増減計算書

当期経常増減額	△ 209
当期経常外増減額	73
当期一般正味財産増減額	△ 136
当期指定正味財産増減額	433

○大阪府住宅供給公社

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	251,352	負債合計	202,457
流動資産	22,249	流動負債	41,062
固定資産	229,103	固定負債	161,395
		資本合計	48,895

◆損益計算書

営業利益	2,548
経常利益	2,094
当期利益	1,625

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性

本事業は、府の行政運営と密接な関連性を有する「府指定出資法人」の資金効率の向上を図る有効な手段である。グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給を可能にし、事業スキームを維持するには、府による資金調達法人及び統括法人の信用補完(損失補償)が必要である。

損失補償に係る事業の採算性

本事業の参加法人は、府が要件を定めた上で審査を行い決定している。また、定期的に事業の運営状況や参加法人の財務状況を把握しており、その状況から見て事業の採算性に支障はない。(※資金調達法人である大阪府住宅供給公社の採算性については、別個票に記載)

補償する損失の範囲

資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に残存する未弁済額。

補償限度額の妥当性

本事業スキームを維持する上で必要かつ効率的・効果的な範囲としている。

損失の確定時期

資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に未弁済額が残存するとき。

債務を負担する場合に財政運営に与える影響

H28設定額: 146億円
(設定残額: 146億円)

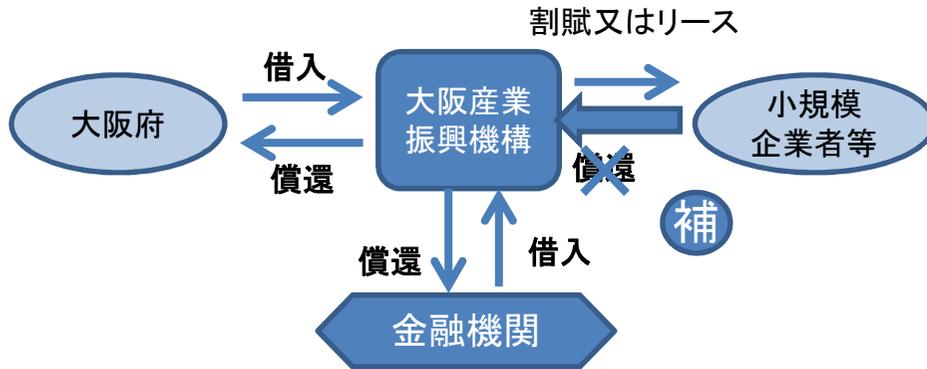
法人名

(公財)大阪産業振興機構

事業名

○小規模企業者等設備貸与事業損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

小規模企業者等の創業及び経営革新に必要な設備の導入を促進するため(公財)大阪産業振興機構が下記の事業を行うもの。
 設備貸与事業(長期低利で割賦販売又はリース)を行う制度。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入によりまかなっている。

○損失補償の内容

小規模企業者等が、(公財)大阪産業振興機構に対して、債務不履行が生じた場合、府が損失補償を行う。

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	小規模企業者等の創業及び経営革新に必要な設備投資を支援するための制度であり、府として事業の必要性が高く、貸与機関である(公財)大阪産業振興機構が事業を円滑に行うには府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	当該事業の進捗状況は、毎月報告を受けており、事故等の発生時に随時報告を受けていることから、事業の円滑な実施に支障を来すことはないと考えられる。
補償する損失の範囲	基準日までに生じた未収債権のうち、被貸与者からの保証金の残額や(公財)大阪産業振興機構の貸倒引当金等の額を差し引いたもの。(限度額:事業費の10%)
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
損失の確定時期	未収債権が基準日においても回収できる見込みがないとき。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H28設定額 : 2.2億円 (設定残額 27億円)

法人の財務状況

(平成26年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

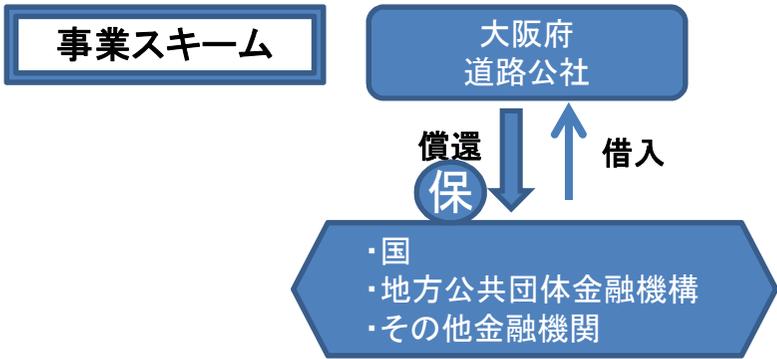
資産合計	96,017	負債合計	87,393
流動資産	15,635	流動負債	59,417
固定資産	80,382	固定負債	27,976
		正味財産合計	8,624

◆正味財産増減計算書

(単位:百万円)

当期経常増減額	△209
当期経常外増減額	73
当期一般正味財産増減額	△136
当期指定正味財産増減額	433

法人名	大阪府道路公社	事業名	○大阪府道路公社事業資金借入金 ○大阪府道路公社有料道路整備資金借入金 ○大阪府道路公社有料道路整備事業資金借入金 ○大阪府道路公社有料道路整備事業無利子資金借入金	債務保証
-----	---------	-----	---	------



○スキームの概要
道路公社が行う有料道路事業は、国等から有料道路の建設等に必要となる費用を借入れ、供用後に道路の通行料金を徴収することによって、当該借入金の償還に充てる制度。

○債務保証の内容
国、地方公共団体金融機関、その他金融機関等からの借入については、設立団体である府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容	
債務を保証する必要性	整備の必要性の高い道路について府に代わって、有料道路の建設・整備を行い、完成した道路から徴収した通行料金を償還に充てる制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関等からの資金調達には、地方道路公社法に基づく府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	各路線ごとの収支やそれを踏まえた経営改善計画などを府に報告するよう求めている。引き続き、借入金の償還状況については、府として確認することとしている。
保証する損失の範囲	道路公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H28設定額 100億円 (設定残額 830億9,044万円)

法人の財務状況 (平成26年度)			
◆貸借対照表 (単位：百万円)			
資産合計	285,763	負債合計	184,817
流動資産	1,473	流動負債	3,288
固定資産	284,290	固定負債	181,529
		正味資産合計	100,946
◆収支の状況 (単位：百万円)			
償還準備金繰入額	4,729		
財務活動収支差	▲ 6,165		
当期収支差	▲ 1,436		

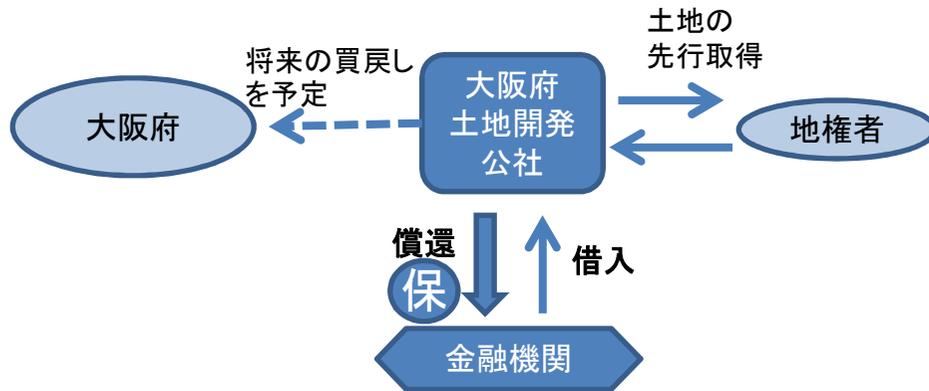
法人名

大阪府土地開発公社

事業名

○公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証

事業スキーム



○スキームの概要

府が地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的に行う公共事業に必要な用地を先行取得するもの。必要な資金は金融機関から借入れる。

○債務保証の内容

金融機関からの借入に対する償還について府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	府の公共事業に必要な土地を先行取得するための制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	期限を決めて府が買い戻すこととしているため、府が契約を履行する限り採算性に支障を来すことはない。
保証する損失の範囲	土地開発公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H28-設定額 : 67億379万6千円 (設定残額 315億2,706万5千円)

法人の財務状況

(平成26年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	23,007	負債合計	22,054
流動資産	22,995	流動負債	4,833
固定資産	12	固定負債	17,221
		資本合計	953

◆損益計算書

(単位:百万円)

当期収入合計	6,687
前年度繰越収支差額	0
当期支出合計	6,687
当期純利益	0

0

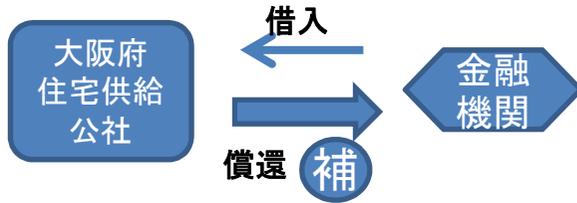
法人名

大阪府住宅供給公社

事業名

- ①大阪府住宅供給公社事業損失
- ②大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設資金等借入

事業スキーム



○スキームの概要

住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資するため、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集合住宅及びその用に供する宅地を供給する事業。

○損失補償の内容

公社の金融機関からの借入の償還に対する損失補償。
 新たな借入金については、付与せず。既に損失補償を付与している借入金の借換のみを対象。

※事業資金の借入分は、「出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償」を参照

法人の財務状況

(平成26年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	251,352	負債合計	202,457
流動資産	22,249	流動負債	41,062
固定資産	229,103	固定負債	161,395
		資本合計	48,895

◆損益計算書

営業利益	2,548
経常利益	2,094
当期利益	1,625

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	居住環境の良好な集合住宅及びその宅地を供給する事業であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	公社全体の借入金の償還計画が策定されており、府がこの計画性を確認しているため、事業に支障を来すことはないと考え。
補償する損失の範囲	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分による弁済を行っても残存する未弁済額。
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている。
損失の確定時期	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分による弁済を行っても未弁済額が残存する場合。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H28設定額 : 38億2,700万円 (設定残額 470億6,544万円※H27年度末【見込み】)